



ホーチミン市の明郷（Minh Huong）の民族分類に関する一考察

土屋，敦子

(Citation)

神戸文化人類学研究, 6:127-149

(Issue Date)

2022-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81013466>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013466>



ホーチミン市の明郷（*Minh Huong*）の民族分類に関する一考察

土屋敦子

はじめに

明郷は、ベトナム語でミンフオン（*Minh Huong*）と呼ばれる中国の南部地方からベトナムに移住した華人の末裔である。現地で定住した華人男性とベトナム人あるいはクメール人女性との婚姻の結果、生まれた混血の子を意味することもある。ベトナムの明郷は、移住したのち現地で土着化したという経緯においては、東南アジアの土着化した華人に類する。

アンソニー・リードは 18 世紀後半から 19 世紀前半を「華人の世紀（*The Chinese Century*）」と呼び、多くの華人が東南アジアへ移住したと述べている [Reid 2004:22-24]。この時期、もともと多民族社会であった東南アジア地域では、主に都市部において既存の人々とアジアやヨーロッパからの移民が、共存する場が形成された [Reid 1996:45-49]。たとえばフィリピンのマニラ、マレーシアのムラカ、インドネシアのジャワなどの国際貿易港を擁した都市では、初期に定住した華人が現地で妻を娶ることにより生まれたメスティソ、ババ、プラナカン¹⁾と呼ばれる混血の子孫らによる「中間的な社会 (*intermediate society*)」が生じていた [Skinner 1996:51-53]。スキナーの述べる「中間的な社会」とは、華人と現地の女性との婚姻によって、言語や料理といった生活上の習慣が混じり合うことによる文化的な混交状態に加え、現地で生産される特産物と国際貿易を結び付けることによって生じた経済的な立場の全体を指している。中間的な社会において、彼らの子孫は、植民地政府の統治下で経済的な役割がますます重視されるなど、一定の役割を果たした。

宮原は「中国人、ヨーロッパ人、現地人をつなぐ存在として、メスティソは、生活様式の融合と革新をもたらし、地域社会を生み出した」としたうえで、「フィリピン諸島の場合の中国系メスティソのような文化の翻訳者を通して、18 世紀の東アジア、東南アジアは、大きく変化していく。こうした文化の翻訳者は、マレーシア半島や蘭領インドの場合、プラナカンであったであろうし、タイの場合はルークチン、ベトナムの場合は明郷であったであろう。彼らは、現地の人々、ヨーロッパ人、中国人商人の間でつなぐ媒介者であった」と述べている [宮原 2012:102-103]。

しかし明郷は、インドネシア、マレーシア、フィリピンにおけるプラナカン、ババ、メスティソとは同一視できない点もある。現地で出生した華人の子孫ら

が「中間的な社会」を形成し、独自の文化を生み継承する間、明郷は独自の文化を形成することはなかったからである。明郷は、華人の伝統的な慣習や文化の保持に積極的ではなく、華人の文化と現地の文化の混交により生まれるような独自の言語や料理、服装を創り出すことはなかった。例えば彼らは、ベトナム語を母国語として、利便的に漢語やフランス語を習得した。さらに明郷は、定住を志向する華人を現地社会に同化させるよう定められた社会的な組織であったために、現地社会への同化がすすんだと考えられる。この明郷の経緯は、タイにおける、早期からの現地社会への同化により社会的なヒエラルキーが上昇したルークチン²⁾の事例と重なる。

このように東南アジアでは、同時期に地域によってさまざまな華人の移民社会が形成された。そして華人の社会と文化は、その後の国民国家形成期の政治的社会的な圧力によってさまざまな変容を遂げた。例えばインドネシアでは、20世紀後半を通じて、華人の二重国籍問題に続き、インドネシア生まれのプラナカンと20世紀以降にインドネシアに移住した第一、第二世代のトトクを一括して華人とし、監視下に置く政策がなされた。インドネシアの華人と「プリブミ（土着住民）」との境界線は、度重なる社会的混乱の末、2006年に新国籍法によって解消された。とはいえ、「「同化」の必要がなくとも、何らかの形でインドネシアに「統合」されることが要請される状況」は続くと考えられる[貞好 2004:88]。またマレーシアのブミプトラ政策やフィリピンの *Filipino First Policy*[宮原 2013]も国民国家体制の確立を目指した後、多くの騒乱を経て華人の現地国籍取得を容易にしていた。このように、これまで東南アジアの華僑華人を対象とした研究では、華人社会における華人性（Chineseness）の有無を検証することを含め、現地社会への適応と文化変容についてさまざまに議論されてきた[スキナー 1981(1957); Tan 1988; Hau 2008; 津田 2011]。

これらの現地社会への適応と文化変容の背景にあるのは、現地の受け入れ体制の影響である。上記のインドネシア、マレーシア、フィリピンと同じくベトナムは、西欧諸国による植民地統治を経験した後、国民国家形成を経ており、国籍問題が揺れ動いた経緯があるという共通点がある。さらにベトナムでは、国籍取得問題に加え、1975年の南北統一の翌年に社会主義政権となり、国勢調査の度ごとに民族を登録する制度を開始した。そこで明郷は民族分類というカテゴリー分けを経験するのである。

そこで本稿では、明郷がどの民族に帰属意識を感じているのかを明らかにするとともに、民族を登録するという制度をどのようにとらえているのかについて考察することを目的とする。彼らの民族の選択を通じ、移住開始から何世代も経た移民のアイデンティティの変遷を明らかにするとともに、その要因についても考えてみたい。

本稿は、華人の移民の末裔である明郷に焦点を当てている。中国から移動し、他国へ移住する人々の呼称には、「華僑」あるいは「華人」がある。華僑華人研究において「華僑」は中国籍を保持する中国系移民およびその子孫、「華人」は現地の国籍を有する中国系移民とその子孫を指している。特に「華僑」の用語は、19世紀半ば以降用いられるようになったもので、仮住まいをするという意味がある〔王 1994(1991):8-10〕。一方「華人」は、かつて「華僑」と呼ばれた移民たちが現地国籍を取得し、自らを「華人」と名乗る自称としても用いられる。ベトナムでは、1978年までにそれまで国籍があいまいであったベトナム在住の華僑はすべてベトナム国籍となった³⁾。そこで本稿では、中国南部地方から渡来してベトナムに居住する移民およびその子孫は、すべて「華人」とする。さらに民族分類上、中国に自己のアイデンティティをもつ者を狭義のホア族 (*người hoa*) とする。また本稿で示すベトナム人とは、民族分類ではベトナムの人口の大多数を占めるキン族 (*người kinh*) である。

1 民族の分類とベトナムの国勢調査

本章では、民族の枠組みを設定し人々を分類することに関する問題点を提示したうえで、ベトナムの国勢調査がどのように行われてきたかについて概観する。

アンダーソンは、植民地国家による新しい人口統計学的地形学によって想像された「社会」地図は、民族的、人種的ヒエラルキーの原則のもとで実行されることで、本物の社会的生命を与えられると述べている〔Anderson 2006(1983):163-185〕。さらに植民地時代のインドネシアとフィリピンを事例に「1911年当時、これらの範疇、下位範疇に分類された人々は、...こういうラベルで自分たちを認知しはしなかったであろう」「中国の多様な住民、相互に了解不可解なかれらの多くの話し言葉、東南アジア沿海部に広がる華僑居留地のそれぞれ固有の社会的地理的起源、そういうことをまるで意にも介さず...その遙か大海を見渡す目によって、至るところ一連のシネーセン〔オランダ語で「支那人、中国人」の複数形〕を想像したのだった」として、人口調査が人々の既存の存在や層、その背景を反映することなく、「発明」された制度であり、被支配者を新たにカテゴライズする制度であることを明らかにした〔Anderson 前掲:275-280〕。

また青柳は、国勢調査における民族の分類を「自己」と「他者」...を区分する分類のひとつであり、その分類はかなり流動的、状況的なものであった」としたうえで、「そのような分類が、集団間の力関係によって、歴史的に何らかの形式で定着し、より固定的な制度的な区分として固定していくと、個人の生活

全般を規定するほどの大きな意味を持つようになる」と述べている〔青柳 2004:1〕。アンダーソンや青柳が示すような、民族や人種の分類から起こる社会的ヒエラルキーは、ホーチミン市の華人街ではどのように生じ、華人の末裔たちはそれにどう対応しているのか。

さらに青柳は、レイスとエスニック集団の分類が、その国の政治状況に著しく左右されるために、状況的・恣意的なものであると論じている〔青柳 2010:11-34〕。近代国家が設定した民族分類の枠組みが人々に一つの民族に属することを迫る一方で、人々は社会のなかの自己を振り返りつつ他者との関係を図りながらその枠組みを超える。近代と国民国家の時代を経て、人の移動はますます激しくなっている現在、青柳はさまざまな国で問題になっている混血の人々の存在に注目する。例えば、青柳が示したアメリカの複数レイスの選択、ニュージーランドのニュージーランド人創出と社会状況にあわせた制度の変更といった事例は、本論で示す明郷の状況と重なるのではないかと思われる。

一方でテイラーは、ベトナムの民族分類によって分類された人々を記述する際の新しいアプローチを示した。つまり戦時下の軍事制度や、社会主義国家、市場経済などの強力な圧力によって、民族のアイデンティティが損なわれてきたとする従来の研究に対し、“minority at large”として積極的なアイデンティティの変化と再定義に注目し、その変遷を明らかにしようと試みた〔Taylor 2011:3-43〕。またエンジェルバートは、第一次インドシナ戦争をめぐって、南部の華人がいかにかわったのかを描き出した。フランスとベトナム独立同盟（ベトミン）との対立は、台湾国民党と中国共産党がそれぞれを後押しすることで、より複雑な状況となった。この状況に際しベトナムの華人は、「華人かベトナム人か」と読み替えることよりも、有利な状況にある方に加担したのである〔Engelbert 2008:191-230〕。国家や政権からの圧力や差別から逃れるため、ベトナムのマイノリティー（ここでは少数民族）がアイデンティティを変化させ再定義する行為は、言い換えれば彼らの帰属する民族の文化や歴史的な背景をうまく利用することである。一見して場当たりのにも見える彼らの判断と行動は、実はベトナム社会主義とその下での社会的状況を客観的に見つめ、圧力や差別の網の目をうまくくぐり抜けていく巧妙さでもある。これはベトナムの民族政策の運用には抜け道があり、それを見つけるベトナム社会の政府と人々の関係性もよく表している。こうした民族の枠組みや運用に縛られない自由な見方と行動を、本稿でも示していきたい。

さらにアメリカに移住した家族に対し、アンケートと詳細な聞き取りを行い、3世代にわたる家族のエスニックの変化を示したウォーターズの著作は、本稿の事例と関係が深い。若い第三世代は、第一世代の出身地を懐かしみ、祖先祭祀や記念日や祭りを出身地のしきたりで行う態度や生活様式を理解できない。

ウォーターズは「オプションとしてのシンボリックなエスニシティは、ホスト社会への構造的な同化が背景にある」[Waters 1990]と述べている。この世代を経た移民の民族の文化に対する見方と帰属意識のありようは、明郷の事例を見る際の一定の指標となる。移民が祖地の伝統的な文化や習慣をいかに伝承するかが、次世代の民族的な帰属意識にかかわると考えられるからである。ウォーターズのホスト社会での社会状況と文化に影響された次世代の民族的な帰属意識の変化は、明郷の世代間の民族的な帰属意識にどう表れるのであろうか。

ベトナムの国勢調査における民族分類は、明郷に自己のアイデンティティと向き合う機会を提供している。移住以来、現地の支配体制による「現地の人」と見做すか「華人」と見做すかで措置が変化した明郷は、国勢調査の制度のもとで自らの意思によって民族分類を決めることになるのである。

1975年4月北緯17度以南にあったベトナム共和国政府は解体され、社会主義政権による南ベトナム共和国が成立した。そして翌1976年7月にはベトナム民主共和国と南ベトナム共和国が正式に統一され、ベトナム社会主義共和国が成立した。北部のベトナム民主共和国では、統一以前に「ベトナム民族はひとつ」というベトナム国民としての団結に力点が置かれていた民族政策が行われていた。そして南北統一以降は、それぞれの民族が結合したベトナムという枠組みを強化するようになった[古田 1991:511]。

1979年ベトナム政府は、初めての全国国勢調査にあたり54の民族を決定した。この際問題になったのは、民族をどのように確定するのかという指標である。この民族確定のための具体的指標としては、「ベトナム独自の事情を考慮して・・・言語、生活・文化の特徴、民族の自意識という3つの基準を採用し、特に文化の共通性に現れた心理状態、つまり民族の自意識を重視することになった[伊藤 2008:54]。この「民族の自意識」の次に重要だとされたのは、「言語」という指標である。これについて伊藤は、当時民族確定作業を率いた民族学院院長の発言に、それが現れているとしている。彼はこのように発言している。

言語ごとにそれぞれ語彙、文法、音韻があり、言語は1つの統一体である。・・・エスニック・グループの共同体内部の凝集と、民族間の相違において、言語の役割は非常にはっきりしている。言語は民族成分（民族の自意識を含む）を体現しないが、民族の情感を表す。・・・われわれにとっては、母語は人とコミュニケーションをする手段であるばかりでなく、非常に重要な精神文化を発展させる手段でもある。母語は幼いころから人に吸収され使われるため、微妙な気持ちを表現できる。・・・そうであるから、

母語は多民族国家の人口統計において民族成分確定の基準と見なされる。・・・我々は、生活・文化共同体については、エスニック・グループの違いを区別するために重要な要素とは見なさない〔伊藤 前掲:73-74〕。

このように民族確定作業に際しベトナム政府は、「民族の自意識を重視することによって、それまで大民族の陰で搾取されてきた少数民族をそれから解放し、国民国家の名の下「諸民族の平等を実現し、それを通じて国民を統合する」ことを目的としていた〔伊藤 前掲:18〕。

民族の枠組みに、民族の自意識を重視するという指標は、二つの問題を引き起こした。ひとつ目の問題は、人々が制度の改変を求めたことである。つまり、埋もれてきたごく小さな民族が自意識を再生することによって、独自の民族分類を認めるよう国家に主張をし始めたのである。たとえば彼らが分散して居住している場合などは、ひとつの民族として見なすのか、それともサブグループとして近隣の民族と同化させてしまうのかという判断が困難になったのである。国が定めた分類は、それがいったん設定されると人的にも地理的にも強固な枠組みを固定する可能性がある。そこでは、人々の日常生活の場面や行動に表れ持続している伝統や慣習、時には生活の場が実際には細分化されている状況や、それらが常に変化を伴っているという現実が考慮されていない。人々は自身の帰属する民族に違和感を覚えると、その枠組みの変更を試みるのである。

もうひとつの問題は、自己アイデンティティの巧みな改変である。つまり自意識を重視するということが個人の都合により読み替えられた結果、戦略的に他の民族を選択するという問題を引き起こしたことである。

これについて古田は「ベトナム難民」流出の際に、人生の戦略として人々が民族籍を選択した事実をとりあげて次のように述べている。「...この「ベトナム難民」という範疇の中に自らを登録することに、ベトナムから出国した華僑・華人は自らの生きる展望を見出すことになったのである。ここで成立した範疇が「ベトナム難民」であったことは、ベトナムの新体制への不満や経済的理由から、国外への脱出を求めたベトナム人にもこの範疇を活用する道を開くことになった。・・・「ベトナム難民」、「華僑」、「華人」といった範疇のどれに自らを登録するのかは、究極的に個々人がその人生の戦略をどのように設定することによって選択されることになった」。さらに古田は、「同じことは「国定民族」の分類表のなかから、自らの所属民族を選択する人々にも当てはまると思われる。民族識別における「自意識」の重視は、人生の戦略の選択肢として民族という枠組みが機能することに道をひらいているのではないだろうか」と述べている〔古田 前掲:588〕。

このように民族分類が人々の戦略的な道具として使用されることもある。特

定の民族に富や利益がもたらされる場合や、その範疇にいてことで安全が保証される場合に、人々は民族的なアイデンティティを変更することで、それまで自認していた民族の枠組みを越えるのである。

国家が行う民族の確定作業は、民族を通じて国家を統合するという政治的利益のためにイデオロギーの手段として用いられる。しかし上記のように、確定された民族の枠組みは、流動的で脆弱である。国勢調査に伴う民族を登録することへの義務付けは、人々に一定の民族に属することを要請している。同時に、4年に一度の民族分類は、全てのベトナム人に自己のアイデンティティを再考する機会を与えている。そこで決定した民族の名前は、一定の間、人々のIDカードに記載することで可視化され、保持されることになる。

2 明郷の歴史的概要

中国南部地方から渡来した人々がベトナムに移住して以降、ベトナム社会でたどった歴史的経緯については、移住時期と居住地によってさまざまである。中国と国境を接するベトナム北部は、10世紀前半まで中国による支配下であったため、多くの華人が流入することになった〔山本 1975:1-3〕。その後も北部の国境地域では人とモノの交流が盛んであった。ベトナムの独立王朝である黎朝期（1428-1527、1532-1789）には、すでに河内（*Ke Cho'*）と呼ばれる商業地区があり、そこで華人との貿易が盛んに行われていた。黎朝は、中国から来航する人々を対象に外国人の雑居を禁じ、さらに一時滞在者と永住者を峻別していた〔陳 1970a:1-16〕。このような黎朝による、ベトナムに滞在する外国人（主に華人）を聚居させ、さらに一時滞在者と永住者を分けて登録する制度は、その後の支配王朝にも踏襲された。

2-1 明郷社の創設

明郷の語源は、16世紀半ばに国際貿易港であったホイアンの華人の集居地域が「明香（ミンフォン）社⁴⁾」であったことによる。また明郷の由来を示す一般的な理解は、以下の『大南寔録』に記された出来事に由来する。

北部において華人は、陸路と海路を通じて現在のベトナムに渡来する一方、中部、南部ではもっぱら海路によって来航した。16世紀には中部の国際貿易港であった現在のホイアンにあたる会安舗（*Faifo*）に、福建からの移住者たちの街ができていた。移住者の増加に従い、華人は明香社と清河社という自治組織に登録し、一定の区画に居住して商業活動に従事した。当時のこれらの華人による自治組織は、一時滞在者であれ永住者であれ、来航するすべての華人が登録を義務付けられた〔陳 1970b; 1974〕。

1679 年、明朝遺臣の陳上川と楊彦迪が三千人の兵を率いて現在のダナン港にあたる沱瀾（*Tourane*）港に来港した。明朝遺臣らは、当時中部の地方政権であった広南阮朝（1558-1777）に亡命し、彼らの一部はホイアンで明香社を設立し留まった。

陳上川や楊彦迪らは、広南阮朝の命により配下の兵を率いて、現在のメコンデルタ地方の開拓に従事した。彼ら華人の南部への定住は、圧倒的な人数と武力によりそれまでメコンデルタ地方に居住していたクメール人を征し、越南の範疇を拡げた。この出来事は、現在のベトナム中南部の交通の要所に華人の集住地ができる契機となった。南部の発展に寄与した華人は、1698 年に越南の範疇となった現在のホーチミン市とその近郊にあたるザーディン（*Gia Định*）とビエンホア（*Biên Hòa*）で、それぞれ明香社と清河社を設立した。当時の明香社と清河社には現地で定住する人と一時的な滞在に留まる人がいた〔藤原 1986:257-273〕。

上記の大規模な華人の移住は、現在のホーチミン市の「大きな市場」を意味するチョロン（*Chợ Lớn*）と呼ばれる華人街に代表される商業の中心地を発展させることになった。これと同時期、メコンデルタ西南部の現在のハーティン市にあたる河僊（*Hà Tiên*）では、はじめ明朝の滅亡を機にカンボジア王国（1431-1863）⁵⁾に帰依した広東省出身の鄭玖が、18 世紀初頭に広南阮氏の保護を求めた。その後鄭玖の子孫は、ハーティンの治安維持と国際貿易に活躍することになる〔藤原 1986:196-198〕。

2-2 阮朝による同化政策

阮朝（1802-1945 年）は越南国に渡来し移住した華人に対して、さまざまな制度を施行した。同化政策ともいえるこの制度は、明郷の身分と明郷社の地理的領域を形づくった。

1827 年阮朝は、「明香社」の名称を「明郷社」に改めた。さらに 1842 年には、華人を出身地による 7 つの幫籍に登録し幫を通じて徴税を行う一方で、現地で出生した子孫が 18 歳になると父の所属する幫籍を抜いて明郷籍に登録し聚居させた。明郷籍への登録者が 5 人以上になると「明郷社」を組織させた。「明郷」は身分を示す語であり村落名称でもあった。

阮朝は同時に、明郷社に籍を置く明郷に対して、服装や髪を現地の習慣に改め、海外渡航を禁じた。その一方で明郷は、明郷以外の華人と同様の兵・徭役の免除、組織内の自治の容認、現地の人々と同様の科挙への応募、土地取得の権利、明郷独自の徴税業務請負等の優遇措置を受けた〔藤原 前掲:266〕。これにより明郷のなかには、政治的・経済的に成功する人々が現れたが、地方の村落で農漁業に従事する人々も多かった。

19 世紀前半に施行されたこの制度は、越南国のすべての華人を、出身地別の「広州幫」「潮州幫」「福州幫」「漳州幫」「泉州幫」「徽州幫」「瓊州幫」、そして「明郷社」に分けた〔藤原 前掲: 267-8〕。このように、政策上現地人となった明郷と幫会に所属し一時滞在外国人として扱われる華人は区別されたが、幫会に所属し続ける現地生まれの華人の子弟も多かった。阮朝初期のビンロン(*Vinh Long*)の明郷社の記録[Nguyễn (eds.) 2000:99-101, 114-119]によると、1803 年から 1848 年にかけて、どこの幫籍にも所属していない華人の子弟を見つけ出し、半ば強制的に明郷籍に加入させることもあったという。

ビンロンの明郷社の資料からは、明郷の華人やベトナム人、クメール人に対する見方も伺うことができる。たとえば「徴税の際、面識のない遠方の土地の明郷をさがすには、安南人（ベトナム人）や高綿人（クメール人）のようなみずぼらしい身なりではなく、裕福そうな人に声をかける」[Nguyễn (eds.) 前掲:167-168]という記述にそれは現れている。

明郷人口は 20 世紀半ばまで中国系移民の増加に付随し増え続けた。また明郷には、渡来した中国系移民男性と現地のベトナム人やクメール人の女性との婚姻により生まれた多くの混血の子弟が含まれた〔満鉄東亜経済調査局 1939:169-173〕。

以上のように、阮朝による華人に対する同化政策は、明郷というカテゴリーに属することで一定の身分を保証されることであり、明郷をベトナム社会へ編入させる発端となった。

2-3 フランス統治期の法的地位

1858 年に阮朝とフランスの間でコーチシナ戦争が起こった。その翌年フランスは、現在のホーチミン市にあたるサイゴン (*Sài Gòn*) を武力占拠したのち、次々と南部の主要都市を支配下に置いていった。19 世紀後半から 20 世紀前半まで、フランスは阮朝の版図をフランス領インドシナとして、北部のトンキン、中部のアンナン、南部のコーチシナに分断し、それぞれに異なる政治機構を置いた。

フランス領インドシナでは、フランス法と土着の法および現地人司法制度が適用され、2 つの法体系が併存していた。

フランスは、1881 年から 1887 年にかけてフランス領インドシナに在住する人々の法的地位を 4 つに分けて規定した。つまり①公民権を持つフランス市民と②公民権を持つフランス籍民、③トンキン・アンナンのフランス保護領民と④外国人である。④の外国人は、一般外国人とアジア外国人に分けられた。①と②はともにフランス国民であるが、①のフランス市民は、フランス人に限られフランス法が適用された。②のフランス籍民は、現地の法および現地人司法

制度が適用される。また同時に、現地固有の土地法や慣習法が維持された。③と④はフランス国民ではないが、④の一般外国人であるヨーロッパ人および日本人にはフランス法が適用された。一方で③のフランス保護領民と④のアジア外国人には、現地の法の適用が認められた。1871年の行政長官令によると、アジア外国人とは、華人、カンボジア人、明郷、タイ人をはじめモイ、チャム等の人々である。[福井 1944a, 1944b; 高田 2003:15-17]。

フランス領インドシナ統治の開始時、フランスは阮朝の華人に対する方針を概ね踏襲した。例えば 1906 年にフランスは、阮朝が確定した 7 つの幫会を通じて管理するという方法に倣い、「広東」「福建」「海南」「潮州」「客家」の 5 つのグループに再編した [Purcell 1951:213-214]。

一方でフランスの華人の法的地位に対する見解は、阮朝とは異なっていた。阮朝は、華人を外国人、明郷をベトナム人として扱い、別々に管理した。しかしフランスは、華人と明郷を現地のベトナム人とは異なる、アジア外国人というカテゴリーに属する外国人として見なしたにもかかわらず、現地の法の適用を行ったのである。アジア外国人は、フランス籍民であるベトナム人と同様、現地の法の適用を受けるとともに土地所有権等の優遇措置を受けたが、高額な人頭税を課せられた。しかも華人は、移民局による出入国と 5 つの幫会による厳しい管理下に置かれた。高田は、フランスの華人に対する統治政策の基本的姿勢は、民族的隔離、人種的差別、経済的利用に集約されると述べている [高田 1993:111-112]。

1930 年にフランスと中国との間で結ばれた南京条約は、ベトナムに居住する華人の社会的地位を変えた。出生地主義を採るフランスは、華人に対し上記のように制度を適用したが、血統主義を採る中国（清朝）は、彼らを自国民と見なした。1935 年より南京条約が実施されると、華人はこれまでのアジア外国人ではなく、一般外国人としてフランス法の適用を受けることになった。これに加えて、華人には従来認められてきた土地所有権等の優遇措置は留保されたことから「特権的身分を享受する外国人」と称された [福井 1944b:655-659]。

さらに南京条約は、明郷の社会的地位にも影響を及ぼした。そもそもコーチシナがフランスによる統治を開始する際、阮朝の制度に従い籍を登録したベトナム人は②フランス籍民となったことから、明郷はフランス籍民であった。しかし 1871 年の行政長官令によると、明郷はアジア外国人のカテゴリーに含まれていた。さらに 1883 年の法令では、華人を父としベトナム人を母としてコーチシナで出生した明郷は、成年に達した後一年以内にフランス籍民を申請しない限りは、華人とすることになった。つまり明郷には国籍選択権が発生したのである。ところが 1933 年から施行された新国籍法では 1935 年に施行される予定の南京条約を鑑み、華人とベトナム人との間の混血児（明郷を指す）は一般外

国人とベトナム人との間の混血児同様、アジア外国人に相当することが確定した [福井前掲:666-676]。

フランスは最終的に明郷の社会的地位を以下のように定めた。

1) フランス籍民: (1) フランス領インドシナ成立時、既にコーチシナに出生し、かつ居住していた者とその子孫。(2) 1933 年 9 月 28 日以降コーチシナに出生した者。

2) 外国人 (華人): (1) 1883 年から 1933 年の期間内に、コーチシナで出生し、かつフランス籍民を 22 歳までに申請しなかった者、または今後も申請しない者。

このようにフランス統治期の華人と明郷の社会的地位は複雑な経緯をたどった。特に明郷の地位は、「ベトナム人」と「アジア外国人 (華人)」との間で揺れた。しかし福井によれば、すでにベトナム社会への同化が進んでいた明郷は、ベトナム人として留まる傾向にあったという [福井 前掲:676]。

20 世紀半ばまで、コーチシナにおける華人と明郷の人口は著しく増大した。マルソーは 1947 年から 1948 年の明郷の人口について、それまで華人と同じく一定の増加傾向を保っていた明郷人口が、第二次世界大戦後はそれ以上増えることはなくなったことに注目している。その理由についてははっきりとは示せないが前置きしたうえで、「第二次世界大戦や、日本の統治政策の影響からか、それともベトナム社会への同化が進んだ可能性もある」と述べている [Marsot 1993:89-91]。

その後ベトナム南部ではベトナム共和国時代の 1950 年代半ば、北部ではベトナム民主共和国時代の 1960 年代後半に、ベトナム在住の華人に対するベトナム国籍取得への圧力から、多くの華人がベトナム国籍となった。

3 明郷の民族分類の現状

1975 年に明郷社の組織は解体され、社が所有していた土地等の財産は接収され、政府の管理下に置かれた。1990 年代になるとドイモイと呼ばれる改革が行われ、それまで停止されていた亭 (*Đình*) や廟 (*miếu*) といった建造物での祖先祭祀や年中行事、慈善活動が再開された。

本章では、現在も活動を保持しているホーチミン市の明郷会の会員が、どの民族に帰属意識を感じているのかについて語るなかで、民族を登録するという制度をどのように捉えているのかを明らかにする。

明郷嘉盛亭 (*Đình Minh Hương Gia Thạnh*) は、現在のホーチミン市の中心地から 5km ほど西の 5 区、かつてチョロンと呼ばれた商業地域にある。亭の周辺には多くの華人廟が建っており、生活用品を扱うショップハウスが並ぶ。チョ

ロンでは、ベトナム語の他に中国語（広東語）が日常的に話されている。ベトナムに住む華人（*người hoa*、民族分類の際のホア族）のうちの約 50% はベトナムの南部に居住しているが、そのうちホーチミン市では市の総人口の 12%、5 郡では 35% が華人である⁶⁾。

明郷嘉盛亭の明郷社は、18 世紀末に創設された。創設当時、明郷嘉盛亭の正殿では明朝皇帝を祀っていた。しかし現在では、中心の祭壇に土地神を祀り、向かって左側の祭壇に明朝遺臣の陳上川、楊彦迪、そしてカンボジア王朝攻略に功績のあった阮有鏡、向かって右側の祭壇には阮朝で大臣となった明郷の先人である鄭懷徳、呉仁清を明郷会員共通の祖先として祀っている。会員の祖先の多くは 19 世紀から 20 世紀に現在のホーチミンに渡来した華人である。明郷嘉盛亭と近辺の華人廟との関わりは、亭内にある華人廟から贈られた扁額の存在から、1960 年代までであったようである。しかし現在交流は途絶えており、明郷嘉盛亭で行う祭祀には近隣地域の会員を招待している。

明郷会の会員になるために必要な条件は、父が明郷会のメンバーであることと 20 歳以上の男子であること、そして 2 人の会員からの推薦状である。また明郷会員の子女⁷⁾は婚姻後に明郷会から離れるが、会員と結婚した女性（嫁）は会員となる。

もともと 25 姓あった会員の姓は、20 姓まで減少した。1975 年の南部解放前は 100 人を超えた明郷会の会員数は、現在 20 余名である。会員の年代は、60 歳から 80 歳代とその子である 30 歳から 50 歳代の二世代に渡っている。

会員の多くは、長幼に関わらずベトナム語話者で、中国語を話すことができる人はまれである。M 氏（1936 年生まれ、男性）は、現在の使用言語について語った。

「ホア（*Hoa*、華人）の習慣や言葉が解らないし、私は中国語が喋れない。でも私の弟は、中国語とフランス語が喋れるがベトナム語が喋れない。それから母の妹の夫は潮州の人だったよ。だから周りの友達はみなホアの人だった。……私だけ特別にホアの言葉が喋れないのですよ。全然です。家族の中で中国語を話せるのは、弟と父だ。特に父の妹とその夫は中国語だけで話している。彼も潮州人だからね。」

さらに M 氏が通っていた学校について話が及んだ。

「通っていた中学校の名前は、現在の 6 区のプーラム（*Phủ Lâm*）中学校だ。高校はフランスのペトルス・キー（*Petrus Ký*）高校だった。今はレ・ホン・フォン（*Lê Hồng Phong*）高校になっている。高校を卒業したら私も弟みたい

に、香港に行くつもりだった。そしてそこで中国語を勉強したかったが、結局は叶わなかった。その時、軍隊に入らなければならなかったから。」

M氏の家庭内では、中国語とベトナム語が話されていたが、M氏は中国語を話せない。彼は現在のホーチミンの有名高校でフランス語教育を受け、フランス語を身に着けた。一方弟は、中国語とフランス語が得意で現在は香港に住んでいる。M氏の息子はベトナム語のみの話者である。

明郷会の60～80歳代の会員は、M氏のようにフランス式の教育を受けた人々が複数おり、なかにはフランスへ留学した人やフランス在住の親族がいるために、フランスでの居住経験をもつ人もいる⁸⁾。しかし現在のベトナムでの日常生活で、かつて学んだフランス語を使用する機会はまれである。

M氏に民族分類について尋ねると、彼は「ホアだ」と即答してさらに続けた。

「ホアだよ。祖先は中国の明朝の人で、清朝になった時に来た人たちだ。今の私で13代目になる。祖先が華人だから、私もずっとホアだ。父も華人だから100%ホアだよ。・・・民族は全然気にしたことはないし、関係ない。それに父親が明郷だったから、国籍がベトナム人でも、家族はみな明郷だ。昔はチョロンに住んでいたけれど、5歳になる頃に今の住所（6区）に引っ越した。その頃父親から「私たちは明郷だ」と話してもらった。」

V氏（1934年生まれ、男性）の祖母は、フランス人である。彼は18歳の時に渡仏し、リヨンに7年間暮らす間18カ月の兵役にも就いた。時折明郷嘉盛亭に訪れる見学者に向かって彼は、不躰にフランス語で話しかける。彼は民族についてこのように語っている。

私は、明郷のタム・ケ・ヒエン（*Tam Ké Hiên*）⁹⁾のうちのタムの子孫です。曾祖父の名前はVQTです。1968年に祖父が亡くなりそうだと聞いたのでベトナムに戻ってきた。それからずっと今の場所に住んでいます¹⁰⁾。生まれはサイゴンですよ。私はフランス国籍の福建人です。民族は福建¹¹⁾。だから私は福建系フランス人です。

60歳から80歳代の会員7人に民族分類を尋ねたところ、全員が自己のアイデンティティをホア族と同定した。しかし実際に彼らは、中国語をほとんど話さず、漢字の読み書きもできない。さらに明郷嘉盛亭近くの華人廟を訪れることもない。華人の文化や習慣になじみがないにもかかわらず、彼らは民族分類でホア族を自称している。

彼らは、自分が明郷であるということを理由にホア族を称した。さらに父親や祖父、曾祖父が明郷であったことを必ず語る。彼らを含め父親や祖父の世代は、コーチシナで明郷と華人の人口が著しく増大していた時期と重なっている上に、1975年以前の盛んな明郷会の活動を経験した世代である。彼らはたびたび1960年代を明郷の黄金の時代 (*thời hoàng kim*) と呼び、父親から直接「明郷」あるいは明郷嘉盛亭の歴史と慣習を伝えられていた。つまり彼らの帰属意識は明郷にあるが、明郷という民族は存在しない。そこで彼らは、明郷の起源である華人、民族分類上のホア族を選択したといえる。

また彼らは、家庭内ではなじみがなくとも、常に華人の文化に触れる環境にあった。明郷嘉盛亭のある街区の自治会では、今でも政府の指導ははじめに「中国語」、その後に「ベトナム語」で通達されている。対中関係の悪化による華人の大量出国などを経験したにもかかわらず、チョロン地域では19世紀より¹²⁾ 現在まで一貫して人口的にも経済的にも華人が特出した存在であることに変わらない。

一方同じ明郷会の会員である30歳から50歳代の子世代は、民族分類をどのようにとらえたのだろうか。

V氏の息子のT氏(1966年生まれ、男性)は、最近体調がすぐれない父親に代わって明郷嘉盛亭の管理を担うようになった。明郷嘉盛亭を訪れる見学者に対し彼は、常に明るく接する。彼は1980年代に二度にわたりボートでの国外脱出を試みたが、いずれも失敗し、それ以降チョロンを離れることはない。彼は笑って語った。

「民族って、キン族ですよ。絶対にキンです。私は全然中国語が話せませんから。妹は広東語が話せますが、ホア族ではないです。あり得ない。」

筆者はT氏に「父親であるV氏は、祖先が福建出身で自身がフランス国籍だったという理由で、ホア族だと語った」と伝えた。するとT氏は驚いた声で言った。

「ええっ。父も中国語は全然解らないよ。どうしてホア族っていうのだろう。父にとってフランスは関係が深かったから、フランス出身というのは間違っていない……。でもフランスで生まれていないから国籍はベトナムだし、華人とは関係ない。」

T氏は、中国語を話せないことや華人との関係が希薄であることを理由に、

自らがキン族だと語った。華人あるいは華人の文化は、彼の日常生活からは遠い存在である。

K 家¹³⁾の娘 N 氏（1964 年生まれ、女性）の父親は明郷会の会員であったが、すでに他界している。ベトナム共和国政府の副大臣を務めた父は、ベトナム語の他にフランス語、英語、中国語、日本語が理解できたという。また N 氏の兄は明郷会員であるが、自身は会員以外の男性に嫁いだ。しかし明郷嘉盛亭で行われる儀礼の際には年老いた母に付き添い参加することがある。

N 氏は父親の方針で英語が堪能であったために、1975 年以降の就職先に困ることはなかった。勤務していたアメリカ企業の計らいでアメリカ留学を果たし、2 人の息子をアメリカで出産した。民族分類について尋ねると、彼女は以下のように語った

「民族ですか。ホア族って言うと思ったでしょ。ちがう、ちがう、キン族です。確かに私は中国語も英語も話せるけど、それだけです。仕事や生活に必要なだったから話せるようになっただけのこと。明郷の祖先が華人ということは知っています。でもそれは遠い昔、過去のことだから。いつまでも華人ではありません。でも私の父や母の世代だったら状況は、全然違うけれど。特に私の父や祖父はすごく華人に近かったような気がした。彼らは当然私よりずっと中国語を話せたし。でも両親は、子どもたちに華人の何かを伝えることはしなかった。それよりむしろ英語やビジネスを学ぶように言われた。そのおかげで仕事に困ることは全然ありません。だから 2 人の兄も私も当然キン族です。」

N 氏にとって使用言語は、仕事や生活に必要な道具であり、文化の近さを図るものではない。明郷の家庭に育った彼女は、明郷の祖先が華人であることも理解している。さらに彼女の父や祖父は「華人に近かった」が、その文化や習慣を子世代に伝えることはしなかった。

このように親世代の会員の民族分類の認識は、子世代に受け継がれることはなかった。子世代にとってどの民族を自称するかは、親から伝承されるものでなく、日常生活で個人的に表明される。その結果として、T 氏と N 氏は自身をキン族だと語った。明郷の子世代は、父方の祖先が華人であることを理由にホア族が選択肢となることは了解している。しかし実際の国勢調査で民族を記入する際には、ホア族と書類に記すことに違和感を憶えている。

子世代は、親世代と同様に明郷の歴史や年中行事のしきたりの知識がある。さらに商業の中心地であるチョロン付近の華人の経済的な優位性も目の当たりにしている。その一方で子世代は、ベトナム共和国時代に生まれ、1975 年以降

の社会主義のもとで教育を受けた。つまり彼らは、親世代が幾度か経験した日常生活が一変するような出来事や統治者の対応の変化を目の当たりにしたわけではない。むしろ現在の政府が行う社会主義イデオロギーが浸透するとともに育った人々なのである。現代社会に生きる彼らにとって、ホア族はシンボルとして選択するほど価値あるものとは認識されず、政府がより好ましいとされる民族に自己の帰属意識を見出したのである。

ホーチミン市の明郷は、ベトナムの国勢調査の民族分類を示す際、年代によって異なる対応をしていた。1930年代から1950年代に生まれた会員はホア族を自称し、その子世代はキン族を自称した。

明郷の人々が異なる民族の自称をするということには、どのような背景があるのだろうか。彼らの語りによると、親世代は、明郷に強い帰属意識を感じているようである。親世代は、明郷の歴史に自分の家系を重ね合わせ、自分が明郷であることに自尊心を抱いているように語った。彼らが語る祖先は、現在のベトナム南部の発展の礎となったパイオニアとしての華人の移民である。

また親世代は、フランス統治期に明郷の社会的地位がベトナムと華人の間で揺れた経験がある。この措置は、フランス統治側にとっては高い徴税を課すための一案であった。しかし阮朝期に祖地との関わりを断たれ現地の行政単位に籍を置き暮らしてきた明郷にとっては、改めて客観的に見なされた明郷のなかの華人の要素に気づく契機のひとつとなったかもしれない。

さらにチョロンという地域社会は、経済・文化的に華人が優位であり続けている。親世代の華人とその文化への心情的な親しみは、チョロンの環境的な要因もあると思われる。20世紀前半のチョロンはベトナム最大の物流センターであり、その中心的存在であった華人は、世界恐慌や日本軍の駐留時に人口の減少を見せるが、経済的な隆盛を保ち続けていた〔高田 2005:439-440〕。1975年以降チョロンの華人の人口は激減するが、政府からの生業種類の制約を受けつつも、現在なお漢字で書かれた看板が並び中国語で商売がなされている。

一方子世代は、キン族と自称した。彼らは、親世代がホア族を自称することに理解は示しつつ、それに饗応せず独自の帰属意識を語った。子世代は、明郷の黄金時代は過去の話で、亭での活動は形式的なものとなっているようだ。彼らがキン族を自称するのには、社会主義のもとでベトナム公民として教育を受けていることが影響していると思われる。子世代は、ベトナム南部で社会主義のイデオロギーが浸透するとともに育った。その中でホア族は、心情的に遠いもので、ホア族を自称することにメリットを見出していない。彼らは、ホーチミン市で社会生活を送るうえで、より好ましいとされる民族を自称しているのである。

結論

4年に一度行われる国勢調査の民族の記入、携帯を義務付けられているIDカードの民族名称は、人々に自己アイデンティティを振り返る機会を供えている。1979年に社会主義政権のもと、初めての国勢調査が行なわれた。民族の枠組みを定める際に指標とされたのは、「民族の自意識」である。この指標は、設定された民族の枠組みを改変したり、戦略的に枠組みを超えたりする可能性を残している。

本稿では、明郷がどの民族に帰属意識を感じているのか、民族を登録する制度をどのようにとらえているかについて述べた。その背景には、社会的地位と社会状況の変遷があった。

明郷の社会的地位は、現地社会に定住した後、複雑な経緯をたどった。阮朝はベトナムに渡来する華人に対して、定住する者と一時的な滞在者に分けて管理した。定住を意図する者に対して施行された制度は、華人のベトナム社会への同化を促進する契機となり、明郷の身分と明郷社の地理的領域を形づくった。ベトナムの行政単位である社の社籍に登録した明郷は、華人としてではなく現地人として見做されるようになった。明郷は、海外渡航を禁じられたことで出身地との繋がりを失くす一方で、生活基盤を現地社会に置くことになった。

フランス統治期になると、明郷の社会的地位はベトナム人と華人との間で揺れた。なぜなら明郷には、現地で出生した華人の父親とベトナム人の母親の間の混血児が少なくなかったからである。阮朝による統治のもとでは「ベトナム人」と見做された明郷の社会的地位は、フランス統治期になると「フランス籍民（ベトナム人）」と「アジア外国人（華人）」との間で揺れた。1933年の法令以降、明郷は「フランス籍民（ベトナム人）」と決定した。しかしそれ以前の50年の間に出生した明郷には、成年時にどちらかの国籍を選択する余地が残された。フランスの明郷に対する措置は、それまで現地社会に根差した生活を送る明郷に、客観的な視点から見ると彼らが華人と見做される可能性があることを示した。

その後ベトナム共和国時代の1950年代半ばに、華人に対するベトナム国籍取得への圧力から、南部の華人の大多数がベトナム国籍保有者となった。すべてのベトナム居住民がベトナム国籍となった後、国勢調査で改めて民族が問われると、明郷はどのように民族を示したのか。

20世紀前半に生まれた明郷の親世代は、中国語はほとんど話さず、華人の文化よりはフランスの言語や文化になじんでいる。にもかかわらず彼らは「民族

はホア族」と語った。その背景には、①親世代の帰属意識が明郷にあること、②チョロンという地域社会の華人の優位性、③フランス統治期に明郷の社会的地位がベトナムと華人の間で一定しなかったことが挙げられる。彼らは、明郷の意味の中に華人の要因を見出し、華人が経済的に隆盛であったチョロン社会に帰属意識を感じたと言える。

親世代にとって民族を登録するという制度は、それまでの生活を振り返る契機であると同時に、それほど重要ではないものにとらえているように見える。ホア族だと自称しつつも、「民族は関係ない」「気にしない」。経済力に裏打ちされたフランス的教養を持っていたことをアピールしながら、キン族ではなくホア族を自称する。帰属社会は、そこに生活基盤を置く人々の帰属意識に一定の影響を及ぼすに違いない。ベトナム社会に同化したとはいえ、20世紀前半から半ばのチョロン社会を知る親世代は、優位性を示すために随意に帰属意識を語り民族を自称した。ベトナム社会の中でホア族であることのデメリットを意識するなら、彼らは随意に他の民族を自称するだろう。

一方子世代は、ホア族と称することには違和感を覚えている。親世代の認識が、子世代に受け継がれないのは、親世代と子世代が影響を受けた社会環境が異なるからである。子世代が民族分類のキン族を選択するのには、社会主義のもとで教育を受けていることが影響していると思われる。ベトナム南部で社会主義のイデオロギーが浸透するとともに育った彼らは、社会生活を送るうえで、より好ましいとされる民族を自称している。

ベトナム子世代にとって民族を登録する制度は、客観的な視点で社会的現実と自分の生活を照らし合わせる契機である。中国語が全然話せないから「絶対キンです」。その一方で「中国語も英語も話せるけど、それだけ」。子世代は、彼らの生活世界の大半を1975年に始まる社会主義思想下のホーチミン市で過ごしてきた。一方で短期間ではあるが、実際に子世代は解放前のホーチミンの状況も知っている。彼らは、解放時の大きな社会的・経済的状況の変化や、それを被る親世代の様子を間近に観察した人々である。明郷嘉盛亭をはじめチョロンの華人廟は、一旦閉鎖されたために、彼らが祖先祭祀や年中行事に参加する機会は、親世代に比べて圧倒的に少なかった。さらに彼らは、社会主義以前にはあった社会的・経済的な選択肢が、1975年を境に少なくなったことを認識している。彼らにとって現在の政治体制は、それに馴染むかどうかは問題ではなく、それとうまく折り合いを付けることが必要なのである。

明郷の、世代によって帰属意識を感じる民族が異なる背景には、3つの要因が相互に絡み合う状況がある。

まず「生活基盤を置く社会状況の変化」と「親世代から文化や伝統が継承されないこと」である。20世紀前半から南部解放までのチョロンの華人の経済力

の隆盛期、明郷嘉盛亭には人が溢れ、祖先祭祀や年中行事が盛大に行われた。親世代は、当時のチョロンの繁栄を享受しており、華人の文化や伝統をより近いものに感じている。また彼らには一時期「華人（外国人）」の身分を申請することもできた。しかし子世代が成長した時に明郷嘉盛亭は、政府の管理下になり、会員数の激減から行事も縮小していた。本稿の事例から明郷の親世代は、ウォーターズの示す移民の第一世代が示した「社会状況が変化すると上の世代が保持する文化と伝統が次の世代に期待通りに伝わらない状況」に類似する。つまり子世代は、現在生活基盤を置く社会に適応するように、親世代から伝えられる文化と伝統を限定的に捉えるのである。

さらに家族でありながら、親世代と子世代が異なる民族に帰属意識を持つ要因として、民族を登録する制度がもともと人々の帰属意識と矛盾していることがあげられる。アンダーソンや青柳が述べたような社会的なヒエラルキーを生むような圧力を持つ民族（や人種）の区分は、ベトナムのチョロンでは1975年を境に転化した。つまりフランス統治から共和国時代までのベトナム南部では、フランス人と外国人が上位ヒエラルキーに位置した。経済の中心地であるチョロンではそれが華人であった。しかしベトナム社会主義国になると、状況は一変しベトナム人が台頭する。この変化に対応して、明郷の親世代と子世代はそれぞれ異なる民族を自称していると考えられる。

ベトナムでは一般的に家族が同じ民族に帰属すると考えられており、それは次の世代にも受け継がれる。特にベトナムの北部では、家族内の男子は同じ民族を自称するよう義務付けられている。しかし本稿の事例では、必ずしもベトナムの民族政策が厳格に運用されているわけではないという実態を示していた。家族であっても、異なる帰属意識を持ち、民族を自称する人々の行動は、テイラーやエンジェルバートが示した、帰属する民族の文化や歴史的な背景を利用し、圧力や差別の網の目をうまくくぐり抜けていく巧妙なやり方ともいえるだろう。人々は、ベトナム社会主義の社会的状況客観的に見詰め、民族政策の厳しい運用から常に抜け道を探す。本稿の明郷の事例は、民族の枠組みや運用に縛られない人々の自由な見方と行動の可能性を示唆している。自分がどの民族の分類を称するのかは、個人の背景と認識による。つまり社会生活の中で人々は、それぞれの立場や認識から違和感のない、好ましいと考える民族を選ぶ。さらに社会状況が変化すると、人々はアイデンティティを変化させ再定義し、異なる民族を選択するのである。

¹⁾ ここで示したメスティソとは、フィリピンの「中国系メスティソ」である。「中国社会と密接なかかわりをもちつつも、スペインの住民分類に基づいた統治方針もあって、次第に独自のアイデンティティを保持する社会集団」

である〔菅谷 2011:31〕。ババとは、マレーシアの主にムラカ（マラッカ）の土着化したマレー語使用の華人である。料理や言語において祖地である福建のそれと混じり合った独特な文化を持っている〔タン 2002:344-346〕。インドネシアのプラナカンとは、現地生まれの華人を指す。近年プラナカンの間では、新しい移民であるトトックとの交流を通じて、独自の文化が見直されている〔北川 2014:56-60〕。

2) ルークチンは、「本来は父親が華僑、母親がタイ人女性の間に生まれた子どもを指していたが、後にはタイ生まれの華人の総称となった〔曾 2002:840〕。村嶋は、タイの華人が完全なタイ人になることを可能にした要因を「種族的出自を問わず、タイに経済的に定着し、タイ語を話し、タイ人の共同体の一員として忠誠心を持つことであり、血統の要素は含まれていない」ことを指摘し、今日のタイでは、血統的には中国系である人々は完全にタイ人となっていると述べている〔村嶋 2002:45〕

3) ベトナム国籍となることを拒否した人々は強制的に立ち退きを要求された。この措置によって多くのベトナム在住華人の海外流出が起きた〔古田 1991:584〕。

4) 伝統的「社」は、陳朝（1225-1400）から存在する末端行政単位である。「社（*xã*）」は、ベトナムの最小行政単位であり、同時に村落としての地理的な区画も表している。

5) 後にアンコール朝とも呼ばれる。

6) ホーチミン市人民委員会 HP より。

（http://citypopulation.de/en/vietnam/prov/admin/79__th%C3%A0nh_ph%E1%BB%91_h%E1%BB%93_ch%C3%AD_minh/ 2014 年 12 月閲覧）。

7) 明郷会の女性とは、原則として亭や会館に足を踏み入れることはできない。しかし女性の担う役割も多いため、1936 年に会館の西側に註生娘娘を祀る廟（*Miếu Bà*）が建てられた。同時に女性のみで組織する「明坤会」をつくり、そこでの宗教活動を行うと同時に明郷会館で行われる儀礼の準備や手伝いなどを行っている。このように女性だけのために廟が建てられたのは、ホーチミンの明郷会館の他にビエンホアの明坤会がある。

8) 例えば、K 氏はホーチミンのザーロン女学校卒業後、フランスの教育大学で学びベトナム帰国後、同高校の教員となった。

9) ホーチミンの明郷会の 3 人の名士。タム・ケ・ヒエンはそれぞれ 3 人の名前の一字を表している。

10) 彼は現在明郷会館の管理人として会館裏に暮らし、会館前の敷地内で小さなコーヒースタンドを開いている。

11) 民族分類の中のホア族は、華人のサブグループの名称が使用されることがある。例えばキン族がベト族（*Người Việt*）と呼ばれるように、ホア族と同じく潮州（*Triều Châu*）、福建（*Phúc Kiến*）、広東（*Quảng Đông*）、海南（*Hải Nam*）、客家（*Khách Gia*）が呼称として使用されることがある。他には〔伊藤 2008〕の裏表紙を参照。

12) 阮朝期からフランス統治後も、米の集荷と加工（精米）と輸出は主に華人が担った。特に精米所と港を擁するサイゴン・チョロン地区は華人の聚住地域で、米をめぐる商業・金融活動は華人の支配下にあった〔加納 2001: 20〕。

13) 前出の明郷の名士の 3 人タム・ケ・ヒエンのうちの 1 人「ケ」を示すのが K 家である。

参考文献

- Anderson, Benedict 2006(1983). *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. Verso Books. (『定本 想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳 書籍工房早山.)
- 青柳真智子 2004『国勢調査の文化人類学：人種・民族分類の比較研究』古今書院.
- 2010『国勢調査から考える人種・民族・国籍：オバマはなぜ「黒人」大統領と呼ばれるのか』明石書店.
- 陳荊和 (Chen Chingho) 1970a「十七世紀における河内 (Ke Cho') の様相と性格について」『史学』43(3): 1-16、三田史学会.
- 1970b「会安明香社に関する諸問題について」『アジア経済』11(5): 79-92.
- 1974「十七、八世紀之会安唐人街及其商業」『新亜学報』3(1): 273-332.
- Engelbert, Thomas 2008. "Vietnamese-Chinese Relations in Southern Vietnam during the First Indochina Conflict." *Journal of Vietnamese Studies* 3 (3): 191-230.
- 藤原利一郎 1986『東南アジア史の研究』法蔵館.
- 福井勇二郎 1944a「仏印に於ける原住民の身分について (一)」『法学協会雑誌』62(4): 438-467.
- 1944b「仏印に於ける原住民の身分について (二)」『法学協会雑誌』62(6): 649-683.
- 古田元夫 1991『ベトナム人共産主義者の民族政策史：革命の中のエスニシティー』大月書店.
- Hau, S, Caroline 2008. "Cultural Politics of "Chineseness."『華僑華人研究』5: 7-26.
- 伊藤正子 2008『民族という政治：ベトナム民族分類の歴史と現在』三元社.
- 加納啓良 2001「総説」『東南アジア史 植民地経済の繁栄と凋落』6: 1-36、岩波書店.
- 北川由美 2014『インドネシア 創られゆく華人文化：民主化以降の表彰をめぐって』明石書店.
- 満鉄東亜経済調査局 1939『仏領印度支那に於ける華僑』南洋華僑叢書第二卷、株式会社開明堂東京支店.
- Marsot, Alain G 1993. *The Chinese community in Vietnam under the French*. The Edwin Mellen Press.
- 宮原暁 2012「「華僑」「華人」と東アジアの近代」田中仁・三好恵美子編『共進化する現代中国研究：地域研究の新たなプラットフォーム』大阪大学出版会 pp. 85-108.
- 2013「第五章 「華僑」「華人」と東アジアの近代」大阪大学中国文化フォーラム編『OUFC ブックレット』(1): 85-108.
- 村嶋英治 2002「タイにおける華僑・華人問題」『アジア太平洋研究』4: 33-47.
- Nguyễn Cẩm Thúy (Eds.) , Cao Tu Thanh, Vo Van So and Nguyễn Quang Chuyen 2000. *Định Cư của Người Hoa Trên Đất Nam Bộ; từ thế kỷ XVII đến năm 1945*. nhà xuất bản khoa học xã hội.

- Perrell, Victor 1951. *The Chinese in Southeast Asia*. Oxford University press.
- Reid, Anthony 1996. “Flows and Seepages in the Long-term Chinese Interaction with Southeast Asia.” in *Sojourners and Settlers: Histories of Southeast Asia and the Chinese*. Anthony Reid (eds.), pp.15-50. Asian Studies Association of Australia.
- 2004. “Chinese Trade and Southeast Asian Economic Expansion in the later Eighteen and Early Nineteenth Centuries: An Overview.” in *Water Frontier: Commerce and the Chinese in the Lower Mekong Region 1750-1880*. Cooke, Nola, and Tana, Li (eds.), pp.21-34. Singapore University Press.
- 貞好康志 2004 「ジャワで〈華人〉をどう識るか: 同化政策 30 年の後で」加藤剛編『変容する東南アジア社会: 民族・宗教・文化の動態』めこん pp. 61-92.
- Skinner, G, William 1996. “Creolized Chinese Societies in Southeast Asia.” in *Sojourners and Settlers: Histories of Southeast Asia and the Chinese*. Anthony Reid (eds.), pp.51-94. Asian Studies Association of Australia.
- 菅谷成子 2011 「中国人移民の「脱中国人」化あるいは「臣民」化: スペイン領フィリピンにおける中国系メスティソ興隆の背後」貴志俊彦編『地域研究のフロンティア 1 近代アジアの自画像と他者: 地域社会と「外国人」問題』京都大学学術出版会 pp. 17-37.
- 曾士才 2002 「ルークチン」可児弘明他編『華僑・華人辞典』弘文堂 p. 840.
- 高田洋子 1993 「ベトナムにおけるフランス植民地支配衰退期の華僑統治と中国」原不二夫編『東南アジア華僑と中国: 中国帰属意識から華人意識へ』アジア経済研究所 pp. 105-131.
- 2003 「法と植民地主義: ベトナムにおける近代法導入をめぐる一考察」『敬愛学園国際研究』12: 1-22.
- 2005 「フランス領インドシナの植民地都市研究序説: ハノイとサイゴン・チョロン」中川文雄・山田睦男編『JCAS 連携研究成果報告 8: 植民都市の研究』国立民族学博物館地域研究企画交流センター pp. 423-443.
- Tan, Cheebeng 1988. *The Baba of Melaka: culture and identity of a Chinese peranakan community in Malaysia*. Pelanduk Publications.
- タンチーベン 2002 「中国人の移住、土着化、そしてババ文化の生産」吉原和夫・鈴木正嵩編『拡大する中国世界と文化創造: アジア太平洋の底流』弘文堂 pp. 344-376.
- Taylor Philip 2011. “Minorities at Large.” in *Minorities at Large: New Approaches to Minority Ethnicity in Vietnam*. Taylor, Philip (eds.), pp.1-43. Institute of Southeast Asian Studies.
- 津田浩司 2011『「華人性」の民族誌: 体制転換期インドネシアの地方都市のフィールドから』世界思想社.
- 王賡武 (Wang, Gungwu) 1994 『中国與海外華人』商務院書館.
- Waters, Mary C. 1990. *Ethnic Options; Choosing Identities in America*. University of Carifornia Press.
- 山本達郎 1975. 「中国のベトナム支配」山本達郎編『ベトナム中国関係史: 曲氏の抬頭から

清仏戦争まで』 山川出版社 pp. 1-28.